

まえがき

「八木村旧記諸控帖 天保三年辰正月改」(以下「八木村旧記」)は、天保三年(一八三二)以降文久三年(一八六三)迄の八木村における洪水被害、病人送り、雨乞等の祈禱、異国人通行の件、流行病等々村政全般にわたる様々な出来事七十七項目について作成された文書の控をまとめたもので、広島県立文書館(以下、文書館)が所蔵するいわゆる村方文書のひとつである。

八木村は近世安芸広島藩領の沼田郡を構成する村の一つで、広島城下の北部に存在した。出雲国につながる雲石街道や太田川の水運によって陸上・水上交通で栄えた。現在は広島市安佐南区八木町である。

ここに掲載する「八木村旧記」解説版は、文書館で古文書の整理作業を行っているボランティアグループがこれと並行して令和六年(二〇二四)七月から解説作業を行い、解説が終了した項目毎に順次文書館のホームページに掲載したものである。

凡例

本文の表記は、次の要領で行った。

- ① 本書は、現代の読者が読みやすく親しみやすいように文中の旧字体の漢字及び異体字は常用漢字に改めた。但し、常用漢字にない字や人名等の固有名詞は原文のままとした。
- ② 変体がなは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而(て)、江(え)、者(は)、茂(も)、与(と)は小字で示した。また合体字の方(より)はそのまま用いた。
- ③ 明らかな誤字は訂正、もしくは(・・カ)と傍注を記した。文意が通じない部分は(ママ)と傍注を付した。
- ④ 原文の虫損などで読めない部分は□とし、(虫損)などと傍注を記した。
- ⑤ 読みにくいと思われる漢字にはルビを付けた。
- ⑥ 適宜、読点(、)や並列点(・)を付した。但し、漢文体の文章の返り点は付けず原文のままとした。
- ⑦ 原本で文字が抹消された部分は抹消線「——」を付した。訂正した文字があればこれを右傍に記した。
- ⑧ 平出(文中に高貴の人の名や称号などを書くとき、敬意を表すため行を改めること)や闕字(平出と同様に敬意を表すために一字または二字空けること)は省略した。
- ⑨ 本書には、差別的表現が含まれているが、当時用いられた語であり原文のままとした。
- ⑩ 適宜用語説明を付した。出典『日本国語大辞典』等

壹
 二 西行傳八卷四時中法書所
 三 西行傳八卷四時中法書所
 四 石舟願解法華書所
 五 三國志卷之老病人送狀
 六 一 座江月女居法華書所
 七 一 首四卷法華書所
 八 一 南齊書卷之海月書所
 九 一 百七卷法華書所

甲卯五古
 天保三年
 木七
 辰正月改
 文久之書
 米村旧記諸控帖

壹 一 百姓傳八江長百姓申談書附だんず

貳 一 雨乞御祈禱願書

三 一 右三付願解御届書附がんほじき

四 一 高田郡之者病人送状

五 一 座頭・盲女居扶持米仕出シ書御改正御請書すえぶちまい

六 一 革田共御年貢米取計方御答書附

七 一 当村鳴ル金右衛門流御用材木之儀御断申上書附
二

八 一 雨乞五穀成就御祈禱願書附

九 一 元当村百姓当時廣嶋江引越住居与助へ大坂表方
買物代催促之儀ニ付書面駆引一件

十 一 高宮郡可部町伊右衛門郡追放被為仰付同町より送り来
請送り一件

十一 一 右京様
又五郎様 川上へ被為成御座候節御小休之儀御尋御答書付
於加代様

十二 一 当村内御帖木御改書付

十三 一 以来諸書附差上方郡辻方御触示シ写

十四 一 百姓彦平弟百助廣嶋へ引越住居御願書付

十五 一 当村社人大隅倅格馬官職ニ付上京願書附

十六 一 天保七 濱田様御国替ニ附先年御国替之節御渡り場
申八月 渡し船其外取計方御尋ニ申上書付

十七 一 中尾幸作天保七
申六月 洪水之節流材木之儀二付御不審懸り
村方約つメ口上書差上控

十八 一 山懸郡之者病人送り状数々并所々者共

十九 一 異国之者通行一件

廿 一 御役替控

廿一 一 百姓十五郎宅江盜賊当テ相捕候一件

廿二 一 二條殿御紙上到来一件

廿三 一 山縣郡之者送り状

廿四 一 百姓喜七紺屋職御願書附

廿五 一 御年限中給米貸米欠り控

廿六 一 長百姓勤年数書上控

廿七 一 盜賊并落家之刑廠法被仰出御触一件

廿八 一 異国人通行一件

廿九 一 御賞シ控

卅 一 上下御役人御通行控

卅一 一 洪水ひかへ

卅二 一 雨乞御祈禱願書

卅三 一 長百姓申談控

卅四 一 浄楽寺糸之進剃髮願書

卅五 一 御帖附御用木御改書附

卅六 一 昔躍願書控

- 卅七 一 長百姓申談控
- 卅八 一 淨樂寺無住願書
- 卅九 一 役替控
- 四十 一 異国人罷通り一件
- 四十一 一 役格被仰付控
- 四十二 一 寺院梵鐘御引上ケニ付御請書付
- 四十三 一 職人願并消印願書付
- 四十四 一 細野八幡宮拜殿建替一件
- 四十五 一 竹川下シ御願書付
- 四十六 一 御藪所御尋之一件
- 四十七 一 作平原内建家差縄一件書類
- 四十八 一 病人送り一件
- 四十九 一 入作良藏持分皆川田地江毛損建り次渡し之事
- 五十 一 与頭役被仰付候控先与頭善右衛門死去注進共
- 五十一 一 長百姓申談
- 五十二 一 祭事日替り之事
- 五十三 一 山番申談
- 五十四 一 田植之事
- 五十五 一 草田彦左衛門夫婦之者帰住御赦免御願
- 五十六 一 漁留御制禁相背之者一件
- 五十七 一 米入申談控

- 五十八 一 頭軍田差替
- 五十九 一 革田彦左衛門夫婦之者御宥罪一件
- 六十 一 廣島下り船差縄一件控
- 六十一 一 拔荷改役御差替控
- 六十二 一 渡り場ニ而死人一件
- 六十三 一 京都御役人御通行一件
- 六十四 一 山札改メ
- 六十五 一 社倉麦蔵番給弁当代改メ
- 六十六 一 与頭格彦四郎死去御注進控
- 六十七 一 下左官職直助消印願
- 六十八 一 長百姓山番等申談控
- 六十九 一 社人左守上京願一件控
- 七十 一 中嶋村与入相野山仿示建替控
- 七十一 一 諸稗御改メ控
- 七十二 一 与頭格七郎左衛門死去願控
- 七十三 一 麻疹流行ニ付御祈祷被仰付候一件
- 七十四 一 氏神祭り日替り之事
- 七十五 一 竹川下シ御願書附
- 七十六 一 山番申談控
- 七十七 一 御役替一件